枚方市鉄道施設耐震補強事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和 40 年枚方市規則第 30 号。以下「規則」という。）の規定に基づいて交付する枚方市鉄道施設耐震補強事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　補助金の交付の目的は、鉄道事業者に対して交付することにより、鉄道施設の耐震補強を実施し、鉄道利用者の安全確保を図るとともに、地震災害時における緊急応急活動の機能を確保することとする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するもの（市内におけるものに限る。）とする。

⑴　乗降客数が１日１万人以上の高架の鉄道駅のうち、折返し運転が可能な鉄道駅又は複数の路線が接続する鉄道駅における鉄道事業の用に供する建築物及び緊急応急人員輸送の機能を維持するために最小限必要と認められる構造物の柱、基礎等の耐震補強を行う事業

⑵　鉄道の高架橋又は橋りょうのうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第２条第２項に規定する南海トラフ地震が発生した場合における震度が震度６強以上となると国が想定する区域(以下「南海トラフ地震で震度６強以上が想定される区域」という。）にその全部又は一部があるものについて、大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路及び枚方市地域防災計画に定める地域緊急交通路（以下これらを「緊急交通路」という。）と交差し、又は並走する箇所において当該緊急交通路の機能を維持するために最小限必要と認められる柱、基礎等の耐震補強又は落橋防止対策を行う事業

⑶　南海トラフ地震で震度６強以上が想定される区域にその全部又は一部がある、片道断面輸送量が１日１万人以上の鉄道の路線内のピーク１時間あたりの片道列車本数が 10 本以上の区間にある高架橋又は橋りょうの機能を維持するための柱、基礎等の耐震補強を行う事業並びに乗降客が１日１万人以上の駅（地平駅を除く。）の機能を維持するために最小限必要と認められる構造物の柱、基礎等の耐震補強を行う事業

（補助金の交付の対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う鉄道事業者（国の鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱において、耐震対策事業に係る補助金の交付の対象とされている者に限る。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、本工事費及び付帯工事費（移転補償費を除く。以下同じ。）の合

計額に６分の１を乗じて得た額を限度とする。ただし、当該補助事業（補助金の交付の決定を受けた補助対象事業をいう。以下同じ。）において大阪府が補助する額を限度とする。

（補助金の交付の申込み）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、所定の補助金交付申込書に所定の補助事業実施計画書を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、仕入控除税額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の額及び当該額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が明らかであるときは、当該仕入控除税額を控除した額をもって申込みしなければならない。

（補助金の交付の申込みを取下げることができる期間）

第７条　申込者が補助金の交付の申込みを取下げることができる期間は、当該交付の決定を受けた日から起算して 30 日以内とする。

（承諾等事項）

第８条　規則第 12 条第１項第１号の軽微なものとは、1,000 万円以下の工事件名の追加とする。

２　規則第 12 条第１項第２号の軽微なものとは、流用先の費目の当初計画額の 30 パーセント以内の増額又は、1,000 万円以内の増額のいずれか低い額の経費の配分の変更とする。

３　被補助者は、規則第 12 条第１項第１号又は第２号の規定による承諾を受けようとするときは、所定の補助事業経費配分（内容）変更承諾申込書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。

４　被補助者は、第１項又は第２項に定める軽微なものの変更を行ったときは、所定の補助事業実施計画変更届を市長に届け出なければならない。

５　第３項の申込書及び前項の届には、補助事業実施計画変更書を添付しなければならない。

（被補助者が報告すべき事項等）

第９条　被補助者は、毎四半期が終了した日から起算して 10 日以内に、及び市長の請求があったときは当該請求の日以後速やかに、所定の補助事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

２　被補助者は、補助事業が補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までに完了しないと見込まれる場合及び補助事業の遂行が困難となった場合は、所定の補助事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

３　前２項の報告書には、所定の補助事業実施状況表を添付しなければならない。

（実績報告の提出時期等）

第 10 条　被補助者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から 20 日を経過する

日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、所定の補助事業完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

２　被補助者は、補助事業が補助金の交付決定を受けた年度の末日までに完了しない場合は、当該年度の末日までに、所定の補助事業年度終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

３　前２項の報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第 11 条　被補助者は、規則第 16 条第３項の規定による通知（規則第 17 条第１項の規定に基づく概算払による補助金の交付を受けようとする場合にあっては、規則第８条第１項の規定による通知）を受けた後、速やかに、所定の補助金交付請求書（規則第 17 条第１項の規定に基づく概算払による補助金の交付を受けようとする場合にあっては、所定の補助金概算払請求書）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条　市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当であると認めたときは、当該請求書を提出した被補助者に対し、当該請求書に係る補助金の額を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条　市長は、被補助者が補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の５月末日までに国及び大阪府から補助金に相当する金銭の交付を受けなかった場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（様式）

第 14 条　この要領で使用する申込書等の様式は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。